

第 18 号議案

一宮市立小中学校学校運営協議会を設置する学校の指定について

一宮市立小中学校学校運営協議会を設置する学校の指定について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成26年3月13日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

提案理由

一宮市立小中学校における学校運営協議会の設置に関する規則第3条により本案を提出します。

一宮市立小中学校 学校運営協議会を設置する学校の指定一覧

学校番号	学校名	26年度再指定	27年度再指定
1	宮西小		○
2	豊船小		○
3	神山小		○
4	大志小		○
5	向山小		○
6	葉栗小	○	
7	西成小		○
8	瀬部小		○
9	赤見小	○	
10	浅野小		○
11	丹陽小		○
12	丹陽西小		○
13	丹陽南小		○
14	浅井南小		○
15	浅井北小		○
16	北方小	○	
17	大和東小	○	
18	大和西小	○	
19	今伊勢小		○
20	奥小		○
21	萩原小	○	
22	中島小	○	
23	千秋小	○	
24	千秋南小	○	
25	富士小		○
26	末広小		○
27	西成東小	○	
28	今伊勢西小		○
29	葉栗北小	○	
30	大和南小	○	
31	浅井中小		○
32	千秋東小	○	
33	起小	○	
34	三条小	○	
35	小信中島小	○	
36	朝日東小	○	
37	朝日西小	○	
38	開明小	○	
39	大徳小	○	
40	黒田小	○	
41	木曾川西小	○	
42	木曾川東小	○	
51	北部中		○
52	中部中		○
53	南部中		○
54	葉栗中	○	
55	西成中		○
56	丹陽中	○	
57	浅井中		○
58	北方中		○
59	大和中	○	
60	今伊勢中		○
61	奥中		○
62	萩原中	○	
63	千秋中	○	
64	西成東部中	○	
65	大和南中	○	
66	尾西第一中	○	
67	尾西第二中	○	
68	尾西第三中		○
69	木曾川中	○	
再指定校数		33	28
指定期間		平成26年4月1日～ 平成28年3月31日 (2年間)	平成27年4月1日～ 平成29年3月31日 (2年間)

○一宮市立小中学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

平成 18 年 3 月 29 日

教委規則第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。)第 47 条の 5 の規定に基づき設置する学校運営協議会(以下「協議会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 協議会は、一宮市立小中学校(以下「学校」という。)の運営に関する一宮市教育委員会(以下「教育委員会」という。)及び校長の権限と責任の下、地域の住民及び保護者等の学校運営への参画等を進めることにより、学校と地域の住民及び保護者等との相互の信頼関係を深め、地域及び学校がその教育力を相互に高め、ともに子どもたちの豊かな学びと育ちの創造をめざすことを目的とする。

(指定)

第 3 条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認められる学校について、協議会を設置する学校(以下「設置校」という。)として指定することができる。

2 校長は、前項の指定を受けようとするときは、教育委員会に申請しなければならない。

3 指定の期間は、2 年とし、再指定をすることができる。

(協議会の委員)

第 4 条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

(1) 設置校の所在する地域の住民(第 10 条において「地域の住民」という。)

(2) 設置校に在籍する児童又は生徒の保護者(第 10 条において「保護者」という。)

(3) 学識経験者

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者

2 委員の一部については、これを公募することができる。この場合において、公募に関し必要な事項は、別に定める。

3 設置校の校長は、委員を推薦することができる。

4 委員の定数は、設置校の校長と協議の上、教育委員会が定める。

5 教育委員会は、委員に欠員が生じたときは、新たに委員を任命することができる。

6 委員は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 3 条第 3 項に規定する非常勤の特別職とする。

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、任命の日から 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 任期途中の委員の交代等に伴う後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、設置校の指定の期間が終了したとき、又は指定が取り消されたときは、委員は、その身分を失う。

(委員の服務)

第6条 委員は、その地位を不当に利用するなど、その職の信用を傷付け、又は委員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

2 委員は、法令等に特別の定めがある場合を除くほか、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(報酬等)

第7条 委員の報酬及び費用弁償については、条例で定める。

(基本方針等の承認)

第8条 設置校の校長は、次に掲げる事項について、協議会の承認を得なければならない。

- (1) 教育目標及び経営方針
- (2) 教育課程の編成に関する基本方針
- (3) 予算の執行計画
- (4) 前3号に掲げるもののほか、設置校の校長が必要と認める事項

2 設置校の校長は、前項の規定により承認を得た基本方針等に基づき、学校運営を行わなければならない。

(運営等についての意見)

第9条 協議会は、設置校の運営に関する事項について、教育委員会又は設置校の校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、別に定めるところにより、設置校の職員の採用その他の任用に関する事項について、教育委員会に対して意見を述べることができる。

3 協議会は、前2項の規定により、教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、設置校の校長の意見を聴取しなければならない。

(運営への参画等)

第10条 協議会は、設置校の運営について、地域の住民及び保護者の理解、協力、参画等が促進されるように努めなければならない。

(情報発信)

第11条 協議会は、その活動の状況に関する情報の発信に努めなければならない。

(情報の提供及び説明)

第12条 教育委員会及び設置校の校長は、協議会が適切な活動を行えるよう、情報の提供及び説明に努めるものとする。

(児童又は生徒の意見の聴取)

第13条 協議会は、設置校の校長の同意を得て、設置校の児童又は生徒の意見を聴取することができる。この場合においては、児童又は生徒の発達段階に応じ、必要な配慮をしなければならない。

(会長及び副会長)

第14条 協議会に、会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長は設置校の校長が指名し、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第15条 会長は、設置校の校長と協議の上、協議会の会議を招集し、議事をつかさどる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があるときは、設置校の校長から報告及び説明を求めることができる。
- 5 設置校の校長は、会議に出席し、意見を述べ、又は必要があると認めるときは、職員及び児童若しくは生徒を会議に出席させることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(指定の取消し)

第16条 法第47条の5第7項の規定に基づき、教育委員会が指定の取消しを行わなければならない場合は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 委員間の意見が対立し、協議会としての意思形成が困難な場合
 - (2) 協議会の活動の実態が認められない場合
 - (3) 設置校の校長と協議会の方針が著しく対立し、学校運営に支障が生じ、又は生じるおそれがある場合
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、学校運営に著しい支障が生じ、又は生じるおそれがある場合
- 2 教育委員会は、指定の取消しに当たっては、事前に設置校の校長と連携して協議会に対し、必要な指導又は助言を行い、その運営改善に努めるものとする。

(委員の解任)

第17条 教育委員会は、委員から辞任の申出があった場合のほか、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、委員を解任することができる。

- (1) 第6条の規定に違反したとき。
 - (2) 委員が心身の故障のために職務を遂行することができないとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、解任に相当する事由が認められるとき。
- 2 設置校の校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めたときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

(委任)

第18条 この規則において別に定めるとされている事項及びこの規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

一宮市社会教育委員の委嘱について

一宮市社会教育委員の委嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成26年3月13日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

提案理由

任期满了に伴う改選のため、社会教育法第15条の規定により、本案を提出します。

1. 一宮市社会教育委員 委嘱候補者

氏名	性別	生年月日	住所	備考	新任 再任
たかぎ ひろまさ 高木 宏昌				学識経験者	再
いまがわ みねこ 今川 峰子				学識経験者	再
ふるた けんじ 古田 健治				学識経験者	再
すぎもと きだこ 杉本 貞子				学識経験者	再
ひびの たかお 日比野 隆夫				学識経験者	再
いとう かをる 伊藤 かをる				学識経験者	再
にわ あきお 丹羽 明男				一宮市小中学校長会	再
もりかわ まさき 森川 昌樹				一宮市公民館長連絡 協議会	再
ほりべ えみこ 堀部 恵美子				一宮市地域女性団体 連絡会	再
ふわ ひろし 不破 皓				一宮市芸術文化協会	再
おおたけ みきお 大竹 幹雄				一宮市体育協会	再
やすい よしと 安井 祥人				一宮青年会議所	再
あさい ますみ 浅井 ますみ				一宮市小中学校 PTA 連絡協議会母親代表会	再
わかばやし まゆみ 若林 真由美				子育てネットワーカー	再

2. 委嘱期間

平成 26 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

一宮市社会教育指導員の任命について

一宮市社会教育指導員の任命について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成26年3月13日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

提案理由

一宮市社会教育指導員設置規則第4条及び7条により、本案を提出します。

1. 任命候補者

氏名	性別	生年月日	住所	備考	新任 再任
まつもと 松本 美奈子				元小学校長	再

2. 任命期間

平成26年4月1日～平成27年3月31日

一宮市公民館長の解嘱並びに委嘱について

一宮市公民館長の解嘱並びに委嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成26年3月13日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

提案理由

公民館長辞職のため一宮市公民館設置及び管理に関する条例第2条の規定により本案を提出します。

1. 一宮市開明公民館長 解嘱該当者

(解嘱日 平成26年3月31日)

氏名	性別	生年月日	住所	備考
まわだ ひでお 澤田 秀男				平成26年3月31日付での 辞任届けが提出されたため

2. 一宮市開明公民館長 委嘱該当者

氏名	性別	生年月日	住所	備考	新任 再任
すぎもと ちか 杉本 智				開明連区町会長代表 者より推薦	新

3. 委嘱期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日

一宮市公民館設置及び管理に関する条例第2条の規定に基づく前任者の残任期間

一宮市公民館運営審議会委員の委嘱について

一宮市公民館運営審議会委員の委嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成26年3月13日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

提案理由

任期満了に伴う改選のため、社会教育法第30条の規定により、本案を提出します。

1. 一宮市公民館運営審議会委員 委嘱候補者

氏名	性別	生年月日	住所	備考	新任 再任
ききき たかし 佐々木 置				修文大学学長	再
えきま あつこ 江崎 敦子				元尾西市教育委員 尾西地区公民館利用者	再
おかもと まさし 岡本 将嗣				一宮市議会 経済教育委員会副委員長	再
おがまわら かつひろ 小笠原 勝博				元尾西市公民館運営審議会 委員	再
まえだ じゆんこ 前田 旬子				元尾西市公民館運営審議会 委員	再
いわた かんじ 岩田 侃次				元木曾川地区文化活動実行 委員会会計	再
のりけ よしこ 則竹 佳子				浅井北小学校長	新
いとう ひろひさ 伊藤 博久				元萩原公民館長	再
しばがき こういち 柴垣 興一				元奥公民館長	再
すずき よしとも 鈴木 祥友				市体育協会理事長	再
ほそや まさあき 細谷 正明				市レクリエーション協会会 長	再
つちや ひろし 土屋 寛				市児童育成連絡協議会会長	再
さとう ひろし 佐藤 博				市スポーツ推進委員連絡協 議会会長	再
きのの ぶんこ 木野 文工				地区公民館利用者	新
いわた まちこ 岩田 町子				子育てネットワーカー	再

2. 委嘱期間

平成26年4月1日から平成28年3月31日

一宮市スポーツ推進委員の委嘱について

一宮市スポーツ推進委員の委嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成26年3月13日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

提案理由

任期満了に伴う改選のため、スポーツ基本法第32条第1項の規定及び一宮市スポーツ推進委員に関する規則により本案を提出します。

1. 一宮市スポーツ推進委員 委嘱候補者

氏名	性別	生年月日	住所	備考	新任 再任
かわもと まさいち 川本 政一				宮西連区	再
やました たかこ 山下 たか子				〃	再
あだち よしお 足立 好男				〃	新
たじま みつこ 田島 美津子				〃	新
ひろせ じゅんいち 廣瀬 純一				貴船連区	再
たかぎ あいこ 高木 愛子				〃	再
もり かつのり 森 克典				〃	再
おおはし ちづこ 大橋 千津子				〃	再
わたなべ のりこ 渡部 規子				神山連区	再
みずたに たかこ 水谷 貴子				〃	再
たかはし けんいち 高橋 憲一				〃	新
まつもと たけし 松本 竹志				〃	新
もり ひろし 森 博史				大志連区	再
かわかみ よしてる 河上 芳輝				〃	再
かたやま ちえこ 片山 千恵子				〃	新
おおたけ よしこ 大嶽 好子				〃	新
しばがき すずむ 柴垣 進				向山連区	再

氏名	性別	生年月日	住所	備考	新任再任
木村 貴美子				向山連区	再
しみず 清水 美知				〃	再
はせべ 長谷部 文恵				〃	再
まきの 牧野 郁子				富士連区	再
とみた 富田 紹夫				〃	再
あんどう 安藤 由加里				〃	再
よこい 横井 隆志				〃	新
あおい 青井 常之				葉栗連区	再
ながえ 長江 利恵				〃	再
さとう 佐藤 洋美				〃	再
まつばら 松原 すすむ				〃	新
こいけ 小池 禮子				西成連区	再
はやし 林 光弘				〃	再
やまくち 山口 久美子				〃	再
みやなぎ 三柳 学				〃	再
はっとり 服部 正勝				〃	再
かわで 川出 みどり				〃	再
こすぎ 小杉 美代子				〃	再

氏名	性別	生年月日	住所	備考	新任 再任
おおもり けいすけ 大森 啓介				西成連区	再
まきの ゆたか 牧野 豊				〃	再
にしむら よしじ 西村 嘉二				〃	新
すずき たけし 鈴木 猛				丹陽町連区	再
にしくぼ なみこ 西久保奈美子				〃	再
くわやま のりこ 桑山 典子				〃	再
うえだ みきお 植田 幹男				〃	再
ほその まさみ 細野 将己				〃	新
よしこ ゆきお 吉子 幸雄				浅井町連区	再
ごとう れいこ 後藤 令子				〃	再
いわた りかこ 岩田 利加子				〃	再
よしだ こうじ 吉田 幸次				〃	再
たかはし ひろとし 高橋 広敏				〃	再
むらかみ まき 村上 麻希				〃	新
ばば かんじ 馬場 完治				北方町連区	再
えさき ちよこ 江崎 知世子				〃	再
いまい やよい 今井 弥生				〃	再
のだ けんじ 野田 謙次				〃	再

氏名	性別	生年月日	住所	備考	新任 再任
さいとう しょう 齋藤 茂				大和町連区	再
まつえ ひろみ 松江 博美				〃	再
うかい ゆきえ 鵜飼 ゆき江				〃	再
おおの すずむ 大野 進				〃	再
きむら まさお 木村 正雄				〃	再
にみや おきまさ 二宮 昭正				〃	再
かとう れいこ 加藤 礼子				〃	再
しばた のりえ 柴田 紀枝				〃	再
うちだ しげる 内田 茂				〃	新
いまえだ かなみ 今枝 佳奈美				今伊勢町連区	再
とぎ かずじ 土岐 一史				〃	再
かわしま まさる 川島 勝				〃	新
いとう かずえ 伊藤 和枝				〃	新
あんど たかし 安藤 孝俊				奥町連区	再
もり ちえこ 森 千恵子				〃	再
きとう よしみ 鬼頭 好美				〃	再
やすだ ゆうじ 安田 雄司				〃	新
つぼうち ともあき 坪内 知明				萩原町連区	再

氏名	性別	生年月日	住所	備考	新任 再任
はっとり 久美子 服部 久美子				萩原町連区	再
ほった 克也 堀田 克也				"	再
かいげん 幸夫 関現 幸夫				"	再
あずま 明美 東 明美				"	再
まの 良博 真野 良博				千秋町連区	再
かねこ 勝子 金子 勝子				"	再
ひらこ 邦江 平子 邦江				"	再
いとう ひろみ 伊藤 ひろみ				"	再
かすがい 聡 春日井 聡				起連区	再
わたなべ 徹 渡辺 徹				"	再
おおし 秀子 大橋 秀子				"	再
みぞぐち しおり 溝口 しおり				"	再
おおし そのみ 大橋 園美				小信中島連区	再
こじま ななこ 小島 菜菜子				"	再
つかわ よしひろ 恒川 義弘				"	再
えもり わたる 江守 渉				"	新
さとう ひろし 佐藤 博				三条連区	再
たにだ しょうこ 谷田 昇子				"	再

氏名	性別	生年月日	住所	備考	新任 再任
伊藤 一也 いとう かずや				三条連区	再
草川 多恵子 はやかわ たえこ				〃	新
山田 洋平 やまだ ようへい				大徳連区	再
水谷 賢次 みずたに けんじ				〃	再
小笠原 忠安 おがさわら ただやす				〃	新
白石 勝則 しらいし かつのり				〃	新
小椋 政直 おぐら まさなお				朝日連区	再
市川 篤 いちかわ あつし				〃	再
萩原 基一 はぎわら もとかず				〃	再
水野 愛美 みずの あいみ				〃	再
越野 さとみ こしの さとみ				開明連区	再
光川 勇 みつかわ いきむ				〃	再
小森 悟 こもり さとる				〃	再
小山 陽子 こやま ようこ				〃	再
福井 万寿夫 ふくい ますお				木曾川町連区	再
安達 民宏 あだち たみひろ				〃	再
橋野 葉子 はしの ようこ				〃	再
四熊 麻由美 しくま まゆみ				〃	再

氏名	性別	生年月日	住所	備考	新任 再任
やまうち まちこ 山内 真知子				木曾川町連区	再
しばた ゆり 柴田 百里				〃	再
みずの やすし 水野 泰嘉				〃	再
にし えいき 西 栄樹				〃	新
たかみどう ともなり 高御堂 智成				〃	新

2. 委嘱期間

平成26年4月1日から平成28年3月31日

一宮市三岸節子記念美術館運営協議会委員の委嘱について

一宮市三岸節子記念美術館運営協議会委員の委嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成26年3月13日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

提案理由

任期満了に伴う役員改選のため、一宮市三岸節子記念美術館条例第4条の規定により、本案を提出します。

1. 一宮市三岸節子記念美術館運営協議会委員 委嘱候補者

氏名	性別	生年月日	住所	備考	新任 再任
うかい たつひこ 鵜飼 辰彦				プロダクトデザイン 愛知県立起工業高校教諭	再
えもと なほこ 江本 菜穂子				美術史 名古屋造形大学院教授 並びに大学図書館長	再
えんどう つねお 遠藤 恒雄				美術史 愛知県立芸術大学名誉教授	再
おおつ きとし 大津 悟司				芸術教育・一宮市教育 研究会図画工作美術科 指導部 一宮市立奥小学校校長	再
たかはし しゅうじ 高橋 秀治				日本近現代美術・美術 教育 愛知県美術館副館長	再
とみだ えつこ 富田 悦子				染色工芸作家	再
ひらばやし さちこ 平林 幸子				ミクストメディア作家	再
ふわ ひろし 不破 皓				音楽 一宮市芸術文化協会副 会長 一宮市社会教育委員 尾西ウィンドオーケス トラ会長	再

(50音順)

2. 委嘱期間

平成26年4月1日から平成28年3月31日

一宮市教育委員会後援名義の使用について

一宮市教育委員会後援名義の使用について、別紙のとおり申請がありましたので、教育委員会の審議に付します。

平成26年3月13日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

一宮市教育委員会後援名義使用許可基準

(許可基準)

第2条 後援名義の使用の許可は、次の各号のいずれかに該当する事業に対して行うものとする。

- (1) 国又は地方公共団体が主催し、又は後援する事業
- (2) 学校又は学校の連合体が主催する事業
- (3) 市内の公共的団体及びこれに加盟している団体が主催する事業
- (4) 公益法人及びこれに準ずる団体（宗教法人を除く。）が主催する事業
- (5) 次に掲げる団体等が主催する事業で、その内容（入場料、場所、事業内容等）が
ア 市内の教育関係団体
イ 報道機関（新聞社又は放送局）
ウ 国、地方公共団体が補助等をしている団体
- (6) 過去において、教育委員会が後援した実績のある事業
- (7) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が適当と認めた事業

2 前項の規定にかかわらず、当該事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、後援名義の使用を許可しないものとする。

- (1) 営利を目的として行われる事業
- (2) 特定の政党又は宗教団体が主催する事業
- (3) 教育の中立性を損なうおそれのある事業
- (4) 会員制又は会員勧誘を前提とした事業
- (5) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある事業
- (6) 市内全域を対象としない事業
- (7) 一宮市暴力団等の排除に関する条例（平成23年一宮市条例第24号）第2条第1項第1号に規定する暴力団又は同項第2号に規定する暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有する者が主催し、又は関与すると認められる事業
- (8) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が支障があると認めた事業

※公共的団体のとらえ方…地方自治法第157条の公共的団体等と同義

(例) 文化協会、体育協会、社会福祉協議会など

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(学校教育課)

受付 番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可 基準
45	一宮市消防本部 消防長 いとう たけし 伊藤 健	第14回中学生と消防 音楽隊のふれあいコン サート	・中学生と消防音楽隊によ る、吹奏楽のコンサート ・参加者 250名	6月8日(日)	一宮市民会館	無料	(1) (6)
46	一般社団法人 総合初等教育研究所 理事長 みずたに くにてる 水谷 邦照	第22回授業実践フォー ラム	・小学校での指導や評価こ ついて考え、課題解決を図 るための研究会。 ・全国学力・学習状況調査 から、日本の子どもたちに 身につけさせたい力を読 み解き、日頃の授業実践で 何を大切にしていけばよ いのかを参加者とともに 追求する。 ・参加者：全国の小学校教 育関係者 300名	6月14日(土)	羽島市文化セ ンター	有料 2,500円	(4) (6)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(生涯学習課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
86	木曾川文化会館住 民フーグショップ 運営委員長 きづかみそら 佐塚美空	第50回記念 きそがわふれあい コンサート	少年少女合唱団きそがわ KIDSとG5による歌の発表	4月20日(日)	木曾川公民館	無料	(6)
87	特定非営利活動法 人日本語検定委員 会 理事長 かじたえいいち 梶田徹一	平成26年度 第1回日本語検定	日本語検定の検定試験	6月14日(土)	産業体育館他 全国一般会場	有料 1,300円 ～ 6,000円	(4) (6)
88	特定非営利活動法 人日本語検定委員 会 理事長 かじたえいいち 梶田徹一	平成26年度 第2日本語検定	日本語検定の検定試験	11月8日(土)	産業体育館他 全国一般会場	有料 1,300円 ～ 6,000円	(4) (6)
89	家庭倫理の会一宮 市 会長 おおはしやすこ 大橋ヤスコ	わくわく子育てセミ ナー	鶴川文子氏(一般社団法人 倫理研究所専任講師) による「子供の反乱をどう するの?」をテーマにした講演	4月29日 (祝・火)	ファッションデ ザインセンタ ー	有料 200円	(6)
90	株式会社平安閣 代表取締役社長 つちだまさき 土田誠樹	ありがとうを贈ろう	「ありがとう」に関するメッ セージを募集し、その中 から選出した100作品程 度を掲載した「ありがとう の本」を制作。名古屋市・ 一宮市などの小学校6年 生および希望者に配付 する。	5月1日(木) ～ 8月31日(日) (募集日程)	—	無料	(6)
91	ラボ・あらかわパー ティ 代表 あらかわあけみ 荒川明美	イースターフェスタ ～歌って踊ってか らだて英語を楽しも う～	英語の歌や絵本の読み 聞かせ、ゲームなど	4月29日 (祝・火)	138タワーパ ーク	無料	(6)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(スポーツ課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
66	特定非営利活動法人アズワン 理事長 かなもりかずひろ 金森和宏	2014 夏アズワンワ ンダースクール サ マーキャンプ自然体 験教室	小・中学生を対象に野外体 験学習を通して、子どもた ちが「大自然の中、のびの びと遊びながら学び 学び ながら遊ぶこと」により、 ふれあいを通して豊かな 人間性を育むことを目的 に開催 全12コース	7月26日(土) ～8月31日(日)	①⑦岐阜県高 山市②岐阜県 東白川村③福 井県大野市④ 三重県志摩市 ⑤奈良県首爾 村⑥長野県長 和町⑧⑨⑩岐 阜県郡上市⑪ 静岡県御殿場 市⑫静岡県浜 松市	①②③④ ⑤⑥⑦⑨ ⑪ ⑫ 29,800円 ⑧ 38,800円 ⑩ 19,800円	(4) (6)
67	愛知県ソフトテニ ス連盟 会長 本川正明 (主催) 公益財団法人日本 ソフトテニス連盟	第21回全日本シン グルスソフトテニス 選手権大会	平成25年度に日本ソフト テニス連盟主催の各種大 会において成績上位者及 び本大会の都道府県予選 会で予選を通過した者に より、ソフトテニスのシン グルス日本一を決定する	5月17日(土) ～5月18日(日)	一宮市テニス 場	1人 4,000円	(4) (6)
68	一宮市ローラー& インラインスケー ト協会 代表 しみずかつとし 清水克敏	第11回一宮市民ロ ーラー&インライン スケート大会	小学生以上の男女を対象 とし、スピード競技で実施	5月11日(日)	江南市蘇南公 園ローラース ケート場	無料	(6)
69	NPO 法人幼児教育 従事者研究開発機 構 理事長 おくそのじゅんこ 奥園淳子	防災チャレンジ大運 動会 in 一宮	小学生とその家族を対象 に「防災を楽しく学ぶ」こ とを目的に防災運動会を 実施する	5月6日(祝・ 火)	一宮市総合体 育館	無料	(4)
70	特定非営利活動法 人 木曾川文化・ スポーツクラブ 理事長 ひびのたかお 日比野隆夫	木曾川文化・スポー ツクラブ各事業及び 各種スポーツ教室等	各種スポーツ教室及び文 化教室・講習会・体力テス ト・スポーツフェスティバ ル・スポーツ大会の開催	4月1日(土) ～平成27年3月 31日(火)	一宮市木曾川 体育館ほか	1人年額 1,500円～ 21,000円	(4) (6)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(スポーツ 課)

受付 番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可 基準
71	一宮市バレーボール協会 会長 加藤 一代 <small>かとうかずよ</small>	一宮市 (一宮地区・尾西地区) 小学生バレーボールクラブ行事	一宮地区の小学生新1年生から6年生の男女を対象にバレーボールの教室、指導者講習会、交流会を開催する 尾西地区の小学生新2年生～5年生の男女を対象にバレーボール教室を開催する	5月10日(土) ～平成27年3月 末	(一宮地区) 市内各小学校 屋内運動場 (尾西地区) 起小学校屋内 運動場	年会費 一人4,000 円(一宮地 区) 一人5,000 円(尾西地 区)	(3) (6)
72	全日本少年硬式野球連盟東海西支部 東海スラッカーズ 代表 三輪尚宏 <small>みわなおひろ</small>	第12回ヤングリーグ愛知県知事杯争奪愛知大会	トーナメントによる少年硬式野球大会	5月3日(祝・土)～5月5日(祝・月)	平島公園野球場ほか	1チーム 20,000円	(6)